

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成 14 年京都府条例第 42 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により、平成 26 年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成 27 年 8 月 28 日

京都府知事 山 田 啓 二

事 項	件 数
保 管 用 地 の 届 出 の 件 数	0
保 管 用 地 の 廃 止 の 件 数	0
勸 告 の 件 数	0
報 告 の 徴 収 の 件 数	0
立 入 検 査 の 件 数	9, 9 1 9
公 表 の 件 数	7
法 第 1 4 条 の 3 の 2 の 規 定 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 取 消 し	7

- 注 1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。
- 2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。